

「ドローン練習場利用約款」

瀬戸大橋カントリークラブ・ソラ・スペース
岡山県玉野市滝1640-1

（約款の適応範囲）

第1条 当ドローン練習場「瀬戸大橋カントリークラブ・ソラ・スペース」（以下「ソラ・スペース」という。）を利用される方は、本約款に従っていただきます。

（利用約款の成立）

第2条 「ソラ・スペース」を利用される方は、当日「ソラ・スペース」受付において「ドローン練習場利用約款」を遵守することを明示した「利用申込書」に必要事項を記入しご提出ください。これにより署名者及び同伴者の方（以下、「利用者」という。）に「ソラ・スペース」をご利用いただけます。利用料その他の費用は利用開始前にお支払ください。

（事前予約）

第3条 「ソラ・スペース」利用には事前予約が必要です。「ソラ・スペース」に技術協力を行う株式会社SOLAの田淵（090-4659-6252）へ、直前金曜日の午後5時までにご連絡ください。その際に、利用可能機体であるか、障害賠償保険への加入状況等をお伺いします。

（予約のキャンセル）

第4条 利用予約の取り消しは、直前金曜日の午後5時までとします。この期限を過ぎた場合、状況によってはキャンセル料をいただくことがあります。

（休業日・開場時間等）

第5条 「ソラ・スペース」の運営時間は次のとおりです。
毎週土・日曜日（年末年始を除く。イベント等により臨時休場する場合があります。）
10～12時、13時～17時（直前金曜日17時までの予約が必要）

（法令等の順守）

第6条 「ソラ・スペース」の利用に際しては、航空法、電波法及びその他関連する各種法令、その他国が定めたガイドラインを含む各種規定を遵守しなければなりません。

（利用可能機体等）

第7条 「ソラ・スペース」は、バッテリー及び電動モーターで飛行するマルチコプター（以下、「ドローン」という。ただし、レース用機体及び農薬散布用機体を除く。）を飛行させるためにのみ利用することができます。

- 2 プロペラガードが発売されている機体は、プロペラガードを装着しなければ飛行させることができません。
- 3 賠償責任保険に加入したドローンでなければ飛行させることができません。
- 4 電波法及び関連法令に定められた技術基準に適合する送信機（技術基準適合証明等のマークが付いた送信機）以外の送信機は使用できません。
- 5 利用可能なドローンであるかどうか、事前に「ソラ・スペース」スタッフの確認を受けなければなりません。

（ドローンの飛行方法）

第8条 次の各号に従ってドローンを飛行させなければなりません。

(1) 飛行範囲

「ソラ・スペース」が定めた飛行可能エリア内のみで飛行させるものとし、飛行可能エリア外では飛行することはできません。

飛行可能エリアの上空であっても地表から50m以上の高さの空域は飛行させることはできません。

機体が目視できる範囲で飛行させなければなりません。

機体によっては、フライト時は機体ヘジオフENSEの設定（飛行範囲の制限設定）が必要です。利用当日、当社スタッフの指示に従って下さい。

(2) 天候等による飛行の中止

天候の状況等により「ソラ・スペース」のスタッフが飛行の継続に危険が伴うと判断し、飛行中止の指示があった場合は、直ちに飛行を中止しなければなりません。

(3) ドローンの点検等

十分に整備されたドローンを飛行させ、飛行前に動作・安全確認を行わなければなりません。

(4) 安全確認

離着陸時には周囲の人に知らせ、安全を確認しなければなりません。

(5) 人又は物件から30m以上の距離をおいて飛行させなければなりません。

人との衝突の危険があるような低空飛行は行うことができません。

(6) 第三者の上空は飛行させることができません。

(7) 空撮時の留意事項

ドローンにより周囲など空撮する際は、肖像権・プライバシー権の侵害が生じないように配慮しなければなりません。

(8) 空撮映像のインターネット公開

「ソラ・スペース」において撮影した映像等をインターネット上で公開する場合

には、「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」（平成27年9月総務省）に従い取り扱わなければなりません。

（「ソラ・スペース」スタッフの指示等）

第9条 利用者は「ソラ・スペース」スタッフ（以下、「スタッフ」という。）の指示に従い「ソラ・スペース」を利用しなければなりません。

また、スタッフから退場を命ぜられた場合は、速やかにその指示に従わなければなりません。

（事故等の報告）

第10条 利用者が「ソラ・スペース」利用中に他物件への衝突、墜落等の事故を起こした場合は、直ちにスタッフに報告しなければなりません。

（設備の毀損等）

第11条 利用者が「ソラ・スペース」、瀬戸大橋カントリークラブ又は隣接するその他施設の備品、フェンス、駐車場路面等の設備又は物件を毀損、紛失又は損害を与えた場合、その一切の損害を賠償しなければなりません。

（第三者への損害）

第12条 利用者が他の利用者、第三者又はスタッフに損害を与えた場合、利用者はその一切の損害を賠償しなければなりません。

（盗難、事故等）

第13条 利用者が「ソラ・スペース」利用中に被った盗難、破損事故、人身事故及び利用者間のトラブル等による一切の損害について、その原因の如何を問わず、「ソラ・スペース」は一切責任を負いません。

（火気使用の禁止）

第14条 「ソラ・スペース」及び瀬戸大橋カントリークラブ内での火気使用は所定の場所以外では禁止します。煙草の吸殻等の火気は必ず良く消して灰皿に入れてください。

（施設利用の拒絶）

第15条 「ソラ・スペース」は、次の場合には施設の利用及び利用の継続をお断りすることがあります。

(1) 天候不良、強風等により「ソラ・スペース」をクローズするとき。

- ① 現地で風速5m/s以上を観測した場合
- ② 降雨、降雪、降雹時

③ 濃霧により機体の目視が困難な場合等

- (2) 利用者多数で飛行により人又は物件への衝突等の恐れが高いと判断される時。
- (3) 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する服装又は行為(暴力的行為)をし、若しくはその恐れがあると認められる時。
- (4) 過去においてこの「ソラ・スペース」において好ましくない行為があった人。
- (5) その他の理由により「ソラ・スペース」を利用されることが好ましくない事由がある時。
- (6) その他本約款に違反した時。

(暴力団等の施設利用の拒絶等)

第16条 次の場合は「ソラ・スペース」の利用及び利用の継続をお断りします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者の利用。
- (2) 酒気を帯びた者の利用。

(施設内への持ち込み禁止品)

第17条 「ソラ・スペース」及び瀬戸大橋カントリークラブ内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- (1) 動物などのペット類
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 騒音を発するもの

(禁止行為)

第18条 「ソラ・スペース」及び瀬戸大橋カントリークラブ施設内で次の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、その他風紀をみだす行為
- (2) 物品の販売、宣伝広告の行為(特に許可する場合は除く)
- (3) ゴルフコース内への立ち入り(特に許可する場合は除く)
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- (5) フェンスを乗り越え、おもちゃ王国等他の施設に侵入すること
- (6) ゴミを放置すること

2 「ソラ・スペース」内で次の行為はお断りいたします。

- (1) 飛行可能エリア内での飲食(水分補給のドリンク・水等は除く)
- (2) 飲酒及び酒気を帯びての利用

(約款の効力発生)

第19条 この約款は平成30年9月16日より効力を発します。